

川崎医科大学障がい学生支援に関する基本方針

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）の改正法（合理的配慮の提供義務）の成立を受け、本学では「川崎医科大学障がい学生支援に関する基本方針」を定める。（改正法は公布日（2021年6月4日）から起算して3年以内に施行）。

1 基本理念

本学の「人間をつくる 体をつくる 医学をきわめる」という建学の理念に基づき、すべての学生が障がいの有無にかかわらずその資質能力を最大限に発揮できる環境を整備し、有能にして社会の要請にこたえ得る医師を養成することを目的とする。

2 方針

- 1) 本学は、障がいを理由とする差別の解消に取り組み、すべての学生が等しい条件のもとで修学できるよう機会の確保に努める。
- 2) 障がい学生が安全かつ円滑に学生生活を送れるよう必要な体制整備に努める。

3 合理的配慮の提供

本学は、障がい学生から社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合は、その実施に伴う負担が過重でない範囲において、障がい学生の権利利益を侵害することとならないよう社会的障壁の除去について必要かつ合理的な配慮を提供する。

4 支援体制

障がい学生の学生生活及び修学に関する支援を目的として、川崎医科大学障がい学生支援室規程に基づき、障がい学生支援室を設置する。

5 支援内容と合意形成

障がい学生に対する支援内容は、学内関係部署と障がい学生支援室と本人及び保護者が合意形成を図ったうえで決定する。

6 個人情報保護

障がい学生に関して知り得た内容については秘密保持義務を有する。

7 教職員・学生への啓発

本学は、障がい者に対して適切に対応し、法の趣旨の普及と障がいに関する理解の促進を図ることを目的に教職員や学生への必要な研修及び啓発を行う。

附則

この基本方針は、令和4年4月1日から施行する。